

**令和8年度採用**

**岩見沢市職員（医療職）採用候補者試験実施要領**

**岩見沢市立総合病院**

## 岩見沢市職員（医療職）採用候補者試験実施要領

### 1 試験職種及び採用予定人員

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 各若干名

### 2 受験資格

#### (1)

- ①年齢要件 昭和41年4月2日以降に生まれた方
- ②「理学療法士免許」「作業療法士免許」「言語聴覚士免許」いずれかを取得、又は令和8年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの方
- ③普通自動車運転免許を取得又は、採用日までに取得見込みの方

#### (2) 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- ①日本の国籍を有しない者
- ②拘禁刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張とする政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の方法

地方公務員及び医療従事者として必要な一般知識及び教養について筆記試験（作文）と、適性について面接試験を行います。

### 4 試験の日時、場所、及び合格発表

試験の日時	試験の場所
応募者と日程調整の上、決定	岩見沢市9条西7丁目2番地 岩見沢市立総合病院 又は 岩見沢市栗沢町南本町30番地 岩見沢市立栗沢病院

### 5 受験の手続き

#### (1) 申込書類

- ①受験申込書・身上報告書・受験票  
必要事項を記入し、写真を添付したもの
- ②卒業（見込）証明書  
資格免許を取得した（見込み含む）学校で3か月以内に発行したもの
- ③成績証明書（学生の方のみ）  
資格免許を取得した（見込み含む）学校で3か月以内に発行したもの
- ④資格免許証の写し（免許所有者のみ）
- ⑤返信用封筒  
宛名を明記し、110円切手を貼付したもの（長型3号サイズのもの）

※申込書と受験票には、同じ写真を貼付してください。

#### (2) 受付期間

随時

※ただし、定員に達した時点で募集・受付を終了します。

(3) 受験票の交付と作文試験用紙の配布

受験申込書を審査のうえ「受験票」と「作文試験」の用紙を折り返し郵送いたします。  
作文試験は、面接試験当日に提出してください。  
交付を受けた受験票は、試験当日に必ずお持ちください。  
※申込書の記載事項が不備の場合、受付できないことがありますので、注意願います。  
また、提出された受験申込書等は返却しませんのでご了承ください。

(4) 申込先

〒068-8555 岩見沢市9条西7丁目2番地  
岩見沢市立総合病院 事務部管理課庶務係  
(封筒の表に「職員採用候補者試験申し込み」と朱書きで明記すること。)

6 受験会場について

受験会場は、岩見沢市立病院を使用いたしますので、下記事項に留意してください。

(1) 喫煙禁止

受験会場内はもとより、敷地内での喫煙は、一切禁止いたします。

(2) 交通手段について

受験会場へは事前に確認の上、公共交通手段をご利用ください。  
なお、駐車場は、台数に制限がありますので、受験者の駐車は禁止いたします。  
(受験者が会場付近に路上駐車した場合は、試験中であっても即刻移動を求めます。)

7 試験当日の注意事項

集合時間に遅れた場合は試験を受けることができません。感染症予防のため、マスクの着用をお願いいたします。

8 合格から採用まで

この試験に合格した者は、岩見沢市立病院職員採用者名簿に登載された後、採用となります。  
採用時期は、令和8年4月1日以降を予定しています。  
なお、卒業見込みの方が卒業できなかった場合、免許取得見込みの方が取得できなかった場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められた場合、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合、その他必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合には、採用されません。

9 勤務条件

(1) 定年 65歳(経過措置あり)

(2) 勤務場所 岩見沢市立総合病院  
※ただし、岩見沢市立栗沢病院勤務となる場合があります。

(3) 勤務時間 週38時間45分

(4) 給与等 「岩見沢市職員一般職員の給与に関する条例」等に基づく

◇初任給等は、令和7年4月1日現在のものです。

・初任給

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（大卒） 239,800円

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（短大3卒） 232,900円

※既卒の方の初任給は、採用前の職務経歴に応じ加算されることがあります。

・期末勤勉手当（賞与）

年2回（6月、12月 合計 本俸×4.65月分）

※採用後の初回支給時は、入職時期により減額されます。

・諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当など

・昇給 年1回

(5) 休暇制度

・年次有給休暇のほか、結婚・出産・忌引・リフレッシュ休暇等の特別休暇があります。

・育児休業、介護休業制度があります。